

沖縄県の最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	時間額 737 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成29年 10月1日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
糖類製造業※1	時間額 747 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成29年 11月11日
新聞業	時間額 808 円	○新聞業	平成29年 11月15日
自動車(新車)小売業※2	時間額 750 円	○自動車(新車)小売業	平成29年 11月22日
各種商品小売業※3	時間額 745 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成29年 11月23日
畜産食料品製造業	左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。		
清涼飲料、酒類製造業	このため、平成29年10月1日からは、 沖縄県最低賃金737円が適用 されます。		

※1、2、3については、10月1日以降、それぞれの特定(産業別)最低賃金の効力発生日の前日までの間、上記沖縄県最低賃金(737円)が適用されます。

適用除外

ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

◇最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆動手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等

◇特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

まずはご相談を!

ご存知ですか? 賃金と業務の改善を応援する業務改善助成金

沖縄県最低賃金総合相談支援センター TEL:0120-420-780

最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室 ☎(098)868-3421 又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 ☎(098) 868-8033	沖縄労働基準監督署 ☎(098) 982-1263	名護労働基準監督署 ☎(0980) 52-2691	宮古労働基準監督署 ☎(0980) 72-2303	八重山労働基準監督署 ☎(0980) 82-2344
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

《沖縄労働局・労働基準監督署》